

## 議第204号

### 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に」を「別表に」に改め、同項各号を削る。

第3条第1項中「（前条第1項第3号に掲げる国営事業のうち知事が特に認める施設に係る部分にあっては、100分の28）」を削る。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

日野川地区国営土地改良事業

付 則

この条例は、公布の日から施行する。